

秋田県公報

目 次

条 例

○職員の手当に関する条例及び知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例(三〇・人事課)……………2

この号で公布された条例のあらまし

◇職員の手当に関する条例及び知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第三〇号)

1 職員の手当に関する条例(昭和二八年秋田県条例第八〇号)の一部改正(第一条による改正)

国家公務員から引き続き職員となった者が引き続き副知事となった場合は、その者に退職手当は支給しないこととした。(第一三条関係)

2 知事等の給与および旅費に関する条例(昭和三十一年秋田県条例第三三三号)の一部改正(第二条による改正)

(一) 国家公務員から引き続き職員となった者が引き続き副知事となった場合は、その者の国家公務員及び職員としての引き続きいた在職期間を、副知事としての在職期間に通算することとした。(第一〇条の二関係)

(二) (一)の副知事が退職し、引き続き国家公務員となった場合は、退職手当は支給しないこととした。(第一〇条の二関係)

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

職員の退職手当に関する条例及び知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年四月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第三十号

職員の退職手当に関する条例及び知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第一条 職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第八十号)の一部を次のように改正する。

第十三条の見出し中「者」の下に「等」を加え、同条に次の一項を加える。

2 国家公務員から引き続き職員となつた者が引き続き副知事となつた場合は、この条例による退職手当は、支給しない。

(知事等の給与および旅費に関する条例の一部改正)

第二条 知事等の給与および旅費に関する条例(昭和三十一年秋田県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第十条の二第一項及び第二項を次のように改める。

次の各号に掲げる者が引き続き副知事となつた場合は、当該各号に掲げる期間は、その者の副知事としての在職期間に通算する。

一 国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第二条第一項に規定する者をいう。以下同じ。) その者の同法第七条

第一項に規定する職員としての引き続き在職期間

二 国家公務員から引き続き一般職員(職員の退職手当に関する条例第二条第一項に規定する者をいう。以下同じ。)となつた者 その者の同条

例第七条第一項に規定する職員としての引き続き在職期間

2 前項の規定の適用を受けた者が退職し、引き続き副知事となつた場合は、前条第二項の規定にかかわらず、当該退職に伴う退職手当は、支給しない。この場合において、その者の先の副知事としての在職期間は、後の副知事としての在職期間に通算する。

第十条の二第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項の規定の適用を受けた者の退職手当の額は、前条第三項及び第四項の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

一 副知事としての在職期間について、第一項及び前項後段の規定の適用がないものとみなして、前条の規定の例により計算した額

二 第一項第一号の規定の適用を受けた者にあつては副知事となる直前の国家公務員を退職した日に受けていた俸給月額及び同号の在職期間を基礎

として、同項第二号の規定の適用を受けた者にあつては副知事となる直前の一般職員を退職した日に受けていた給料月額及び同号の在職期間を基礎として職員の退職手当に関する条例の適用を受ける職員の例により計算した額

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発行者 秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所
秋田県山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(082)8766 FAX(082)8766
E-mail:matsubara@matsubara-insatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄